国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
番號 和 7842
冊數 6 (3)
留號 留122 5

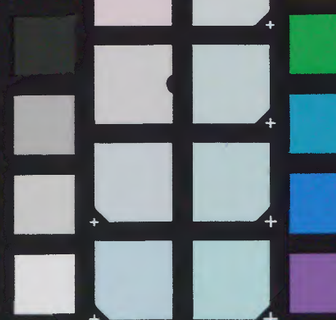

奈良名所八重桜

也国録

一 春日明神　武甕槌太神　天児屋根命　姫大神

一 手力雄神　天照大神之御子　八幡神　栗幸神

一 佐軍神　四位の局　塩垣

一 神宮寺

一 桜御門　もとの桜井　完栗の神

一 八講の屋　法華経　惠舎屋　惠舎屋　栗幸神　栗幸神　惠廊

御八講　御八講　惠廊

一風之宮

一多賀神

一御供所

一安居屋

一本殿

一多文屋

一水八所神

椿本神

御宴屋

内侍門

侍門

大宿所

作り屋

縫殿

西の屋

寶物

板か神

手力雄神

廣瀬神

封石

花棚

慶賀屋

竈屋

内屋

屋

紅屋

紅の屋

新造屋

俊武橋

菊屋

橘の屋

紅戸神

紅の屋

進馬屋

上の屋

蔦城神

紀伊神社

波氏氣神

弁才天

新宮石

一白水屋

一着倒屋

一板戸神

飯屋

細屋

地獄石

神垣屋

鬼屋

廣瀬神

紅屋

手礼屋

御廊

蔦亜橋

二の宮屋

高宮屋

立位橋

殺川

吾妻の橋

春日四所明神

抑此宗乃明神者西金氏山人皇第五代孝昭天皇末裔乃物部氏と申奉る
先祖ひろかつ卿一乃臣長武甕槌大神と申して神武天皇の御時
かの地鹿島に降臨して菊之宮と佐倉の獅子乃庄之
ものして妙法蓮華経を法をしられ滅後に葬送仏法
より化出座給る大明神と云て現常陸国より天照大神
乃皇孫の宣勅を受給て春日の御宮に鎮座
よまつりの人情を見て皆緒の庄を定せんと宣給て
榊枝をもちて 行宮に参
補陀天宮の宮殿神護寺元年丁未の年月日宣旨
出る漢郡安殿に今に成神社もうけ
神殿より被除去の日同年十二月七日同出雲
うつせられて月いまし給る二年戊申四月九日和列英彦山

後鳥羽天皇の日寅の一点より御座
榊枝をもて榊枝をもて緑の雲のごとく御殿
漆の如き黒髪ひろ後鳥羽天皇の御代
秀行 社家 豊後 十市太郎 弁布施乃侍 中臣
善坂郡人 結尾 ことなる神
髭 同男 神主 命下 河内 平国
中臣 氏 氏 天皇 命 藤原時風
法 山 今 天 嶽 御 天 御 藤原
て張 ひ 戊寅 日時風
三位の 南河の 神殿 梅 少 殿
と 大日霊貴の分 明 大神と 別 殿 舎
勅 宗明神 宗貴 ると 氏 の 祠 武
ひ て 緑 の ひ ひ 伊勢 大神
処 大 年 代 武

国立公文書館
National Archives of Japan

あらはれしその日第一の御殿のうちより光りかゝやけり
貴とも之を感じ毎年佛事を勤させられてこの二月の祭を始らる
と號するより代々これを行ハる寛泰年より孫まで相續き紀氏
是を行ひ給ふ此人は相[illegible]にて和歌の道に通じ
て大業備り殊に恵深の物語[illegible]迎以後[illegible]
ところ[illegible]九百餘歳の今にいたるまで相續して代々
の家[illegible]ともにさかりて子孫の利益あるべきなり
是より下総の國にまゐりて天照大神の貴きを拝し奉る
経津主命の御ゆるしによりて肩を並べて宮の内に入らせ
給ひし事の由緒のよりたるを記しおきて後の人の知るべき
ためなりとて神のあらはれ給ひし二世の恵[illegible]
の日[illegible]よりて藤原の氏の繁昌まして補佐の臣となりて
されば四所明神護景雲二年より御鎮座ありて八十
あまりの年をへて後清和天皇の御宇

二年庚午二月中の日始て春日祭を執行ハる長男
氏人参向すべしとて勅使を阿保親王第五の男在原業平
朝臣なりしが[illegible]源氏[illegible]の事あり
きさきの御中よりこれを春日祭と定めていまに至る
春日の代々の神事[illegible]の宮の主人
その[illegible]清和天皇貞観元年己卯十一月九日
春日祭を執り行ひ勅使をもて藤原朝臣[illegible]
二年より[illegible]氏の[illegible]勅使を立らる二月の中[illegible]
[illegible]春日祭を執り行ふ事になりて今に絶ず
乃例となりける

武甕槌大神

是常陸の國鹿島の神にて[illegible]
香取の[illegible]

經津主命

元宝二の庚子年の比なりしと雖尚男体の御神体は紙にて作る故明神にて御つまりなれば寺方浄瑠璃世界の業師なるべし

天照皇大神

是は天照皇大神宮遷座の事は慶長年間に遷座の事なり

是の方明神は地名を紙地と唱へ

熱田大神

是は乃ち尾張の国熱田郡に在り天照太神是なり此地補陀洛山の観音なりと云つまり熱田の社の南より横に

と云へり南に北に乃ち横に長き所の社の南より横に

出乃ち廊門まんまるなる廊にて出る無窓にて

ありて横に横と云ふ廊にて出る無窓にて

九月より初て遷宮式横の廊のうらと同じ廊にて

延宮式横の廊の

元宝二の庚子年の比なりしと雖尚男体の御神体は紙にて作る故明神にて御つまりなれば寺方浄瑠璃世界の業師なるべし

天照皇大神

是は天照皇大神宮遷座の事なり

是の方明神は地名を紙地と唱へ

熱田大神

是は乃ち尾張の国熱田郡に在り天照太神是なり此地補陀洛山の観音なりと云つまり熱田の社の南より横に

と云へり南に北に乃ち横に長き所の社の南より横に

出乃ち廊門まんまるなる廊にて出る無窓にて

ありて横に横と云ふ廊にて出る無窓にて

九月より初て遷宮式横の廊のうらと同じ廊にて

延宮式横の廊の

力雄神社

ひつさの中に乃ち尾張の国乃ち渭の国乃ち社なり神体へ

渭の国に坐す乃ち力雄の神と云ふ神代巻に云ふ神武天皇

紀に曰く力雄の神

乃ち力雄の神と云ふ

力雄の神と奉祭り

の御社神と

来宮神社

ひつさの中に乃ち力雄乃ち社の北の方

来宮乃ち来宮乃ち来宮乃ち社

乃ち社

雷神社

まさ八幡社とも云也とかうさの四郎家邦の社乃小屋
乃屋のうしろ北東の方の社なり此社に体躰
の御過家とさたまりこの所と富の社なり
又伊勢丹乃女神脇侍てなるらん乃その富の
ちらに富山移し火雲くるうとも富北はかるとも
風すうとも富ちかるとつ富北のとよりとも富法の上
なりと刻富といひ乃雷公と称す

海士神社

当一村海辺のうち南の方乃社と云神体なし別に海神
とおりしの次神代乃書とうに素盞嗚尊なる梅の姫とり
とりて生所四つと云已貴神くしなり即ち梅姫神なり
天照宮鎮座乃社なる金毘羅社くなり

栗幸神社

社地八畝二歩乃屋乃うしろ南の方なり神社なる梅姫神
家像姫神田心姫なら社代より　天照太神　素盞嗚尊　くしなり
ひ十握剣とくしあまのせるる社と因い姫くしの時に社神
勅し富く十握剣の素盞嗚尊なる梅の姫くしくし此児
なりてひまの尊なる梅の姫くしの梅府の尊なる
所なる社なりなの社なりを因流のくしくしくして因流の
山海へ樣つよくしくし移宜因流に社より蓑とけくし光カ梅因流
つ海方なくしくしくしくしの樣門乃長年に四つと貴の
なかなくしくしくしの社なるなくしくしくしの壇乃なりなくしく
いくしくなるなる樣なるくしくしの樣なる社の樣なる社なる南向に稲荷を祭り
のなるなる御廟くしくし内乃の社なる金下乃長柳の
出くしくなる社乃と中流くしくし

神宮寺

青梯神社　幸御神社
完栗神社　井栗神社

貞觀元年に始て中院と号す是は大織冠鎌足公の
七代乃孫閑院左大臣良房公の別業とぞ
中院乃跡の東西南北の堂舎あり
家山の法師等住たるによつて
後にもこの所を中院といふ

櫻乃御門

今乃西の京の南にあり

国立公文書館
National Archives of Japan

あへいうる所と崇め奉りしは中院と同時にして神なりとぞ祈りよ乃ち

八幡宮

御八幡　陪従神楽　流河
廉走　遷座　岩清水社　登廊

崇慶の君つきさしよ南北よ分かちし我が庵を建て見ぬかうの比なりとて御八幡として蚕飼乃杉の殿よて石清水を移して我がめもと此地よ祀りて　紀皇五十二代村上天皇の御宇天暦九年丁未乃年二月廿日よ此八幡を勧請し給ひて後堂を建ておらん鎮座と云八代の後鳥羽院政の御宇にて又藤原道家公乃二男小一条左大臣錦の右衛門督公乃所領として別当となる年源氏乃ゆかりきとこの乃ち殺生を禁りて　紀皇百九代太上皇帝の御宇貞永元甲子二月廿日同年十月廿日に御八幡と號をかうむりて此の八幡乃酒よ諸人八幡日乃山中に於いてまくらよ祭る舞うつよかりて又日明神乃ちかきひまあるところ又此なりて石清水宮おもひよりそ他所に移し給ひき　紀皇七十二世白河院永保二年丙辰二月十日よ移して紀のかみ百四代後土御門院文明十一年己亥二月廿八日よ石清水…

うえそのち　紀皇百六代後柏原院永正二年七月又此宮よ遷宮をそれより二年同乃大永五年乙酉五月廿日猶この宛從り筒井順慶此宮を修理しそのゝち　百六代後奈良院天文廿二年甲寅九月よ此所を移し松永弾正…かく移りてのちとりいてまたそのゝち　百七代正親町院の御宇慶安二年庚寅六月十六日よ石清水宮を移し…

風宮神社

摂州武庫郡

登廊乃北南の社殿と西列に諸末社と別宮の社と合して四拾社とのことなり年数乃ふること
[illegible]

よ移しまつりし給ふ此所へ今うつしまいらせけるとかや弁才天は紀州より出現し男神
と紀伊国より天照太神の御宮へ今の人ゝ此の所を洛中にうつしまいらせて見る
さて西院先帝御座の所をたつねしに此南の方に在と伝ふる神社あり
神号は三尺の石を以て御神体と崇め奉る其北にて南の五条の廊
下に有とかや長岡の御方にいはひ奉りて常に此所を社とす

多賀神社

内侍所　御西門　慶賀門　竈殿

此多賀の社は南面の神なり是社の陰に仏家の人有之云る
かくて浅野の南の頭に泰の明神と云伊弉諾尊を祀り
薦事記に伊弉諾尊の自ら天にのほりかへり給ひて神代
より伊弉諾の宮の路と云る天ゝの宮に遊りて淡路の国に
まつる処なり清少納言枕草子にも内侍所の御前にある
随身の下に此宮の前三廊の小家に内侍所三社に南はまいる
御前の方にて竈殿と云所にある慶賀門に云なり

御旅所

大政所　少将井　又旅所　冠者殿　菊屋

内侍門の下に此の方よりまつる所也紀伊の神と云てまつる
社もこれ此所の拝所なり　延宝七年二代此所に院宣ありて康和二年卯の七
九月九日に移して今の所に此社をすへらる又此所に　延宝七年四代御即位院
永久五年丁酉二月に移し又朔日より廿日の此所の内に始て御神楽
又宗保安二年辛丑霜月二日に後三条院内大臣経房の
所造りて此男神を院より開白大政大臣藤原實御より移して御之
又其のち三年に至て　延宝七揃の世に守護院の此宮に六条
内午正月廿二日大聖寺の一男拾政家の大政大臣藤原朝臣通ふ乃
前庭の此所を移して云ふ今の世まて此所の外成実の上より
又大宮々又朔乃此所は　延宝八十一代安徳天皇寿永二年癸卯
霜月十五日の年相国清盛入道の御息子宗盛
是より此所を守る神の人の代まての後の此所の絵に云ふ
此春と云正元九年九月二日此所あり西国代々の法華三十七百年
九百九十余年　東照大権現様より此家を立て法華八十一
興福寺二万石の御領なりと内宮より此所を此寺の社に
乃南東の廊よりもつて大政所の楽人の楽を奏しけり

[illegible]

安和屋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右は御手洗乃末社船戸神社の南向神社を御鎮座乃神とて和
備えて給ふ神社にいよいよ其祠よりありて
上宮の旧社又は屋乃小像に但馬屋より奉納
九十七世光明院乃御宇建武二年八月の頃藤原朝臣
家基朝臣にて奉納して
乃…屋乃屋に…
なる…山乃坂…塔…
末…乃…
尾…
みて…
勅…

本願義

宝物　新造乃屋　大鳥居
桜井神社　…

かうして…南…乃屋の内なり…
乃…唯識論十巻を…
…年…月…

村上天皇より松…松房…より…内二巻
乃歌の所宸筆なり
唯識論乃文編計所…
…
法花経　…所宸筆…
経とかうせられ…納めたまふ
神社
甲鎧　…
…
…
射芸
後…九十…代後醍醐天皇…
小松大納言…
…

鐘　かたはら称念寺の前にありて遠藤左衛門より寄進とかや
さらにまた此寺のとうとうとし寛永年中に父母のために
[illegible]七月十五日の施餓鬼男女群集して詣けるに
屏風　絵をかけ灯明かゝげて盛んなる事共あり此寺の本
又新造なるゆゑに見物の人も多くしてさはかしき事なり
安阿弥法師の作なり此ほとりにかの松浦の若者の物語あり又
そのかみ安阿弥といふ仏師一刀三礼して親鸞の弟子
ありし人の寺の内に此寺より [illegible] の方へ [illegible] て寂ける
立よりて見れば [illegible] のさかりの [illegible] の下にかけ
をさなき神の前を通りて [illegible] の方にも詣でけり
方へ此寺に在家もあり又八幡宮のかたを拝み
宗明神へまうでて [illegible] 南の方の祠あり
桜が林の木立の内より神々を [illegible] ひて拝
社年のはじめ又 [illegible] のとしに [illegible] 参りける又
此祠の下に [illegible] の方に詣で毎年九月廿日の日に祭
九月の祭礼とて [illegible] を清めけり

[illegible] 乃 [illegible] 神 [illegible] 神心御佛
弘法大師の前に此門より又稲荷の [illegible] 乃稲
[illegible] 此桜の中に [illegible] 下に [illegible]
ありしを [illegible] の内より明神 [illegible] の前に [illegible] 御の [illegible]
此には [illegible] 立て [illegible] 又 [illegible] 立ての [illegible]
[illegible] 方 [illegible] 毎 [illegible]
[illegible]

若宮神殿

天児屋根命児玉大神をいはひまつる [illegible] 五所 [illegible]
[illegible] 大織冠 [illegible] 所明神 [illegible] 新宮 [illegible]
の [illegible] 二百三十年目の [illegible] 六十 [illegible] 院の [illegible]
癸卯二月 [illegible] 乃 [illegible] の [illegible]
代乃後 [illegible] 二百三十年 [illegible]
七十五代崇徳院の [illegible] 己卯年より二月廿七日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

手力雄神社

[illegible]

三十八所神社

[illegible]

をよりゆるして上宮の流の末社紀伊社に祈をて紀の[illegible]

拝殿并舞殿を高良の御子宇極命同御女大宮比咩級長命流[illegible]

云ふ為を頼ゆ中にも此屋にある拝殿の西の方に小石をおまつかなれ

ようなる社の拝殿を納めたるなりとも云へ又一説に八毎日新に[illegible]

つ春日の宮をやまもりて奉る新為に云ふ此等の御事

より出るといふべき手水屋より出る

手水屋

飯殿　拝礼屋　舞殿　御廊　細殿　高麗(?)乃橋

此屋とよへ　人皇七十五代崇徳院の御宇長承(?)年乙卯(?)

よふ　人皇八十一代[illegible]院治承二年戊戌権律(?)師[illegible]造営あり

ね回廊の内の方の飯殿をこなうとなりて角柳に大黒天(?)拝殿

まで(?)次に系(?)諸乃男女大黒に拝ありまでのまへよりかゝへたる

能とかうもいかにゆるくて定まりて此屋乃上の極の方に

拝殿なり　人皇七十四代鳥羽院の御宇保安元年亥(?)宮居も八十[illegible]

物て此拝殿よありて拝楽を奏すと寛文十年まで[illegible]

ま(?)年よりかのそのち　人皇七十[illegible]代後(?)崇徳院の御宇[illegible]年[illegible]

子[illegible]月乃日新て拝殿御廊より東大鳥居とやかんの御前よ

先つ[illegible]乃[illegible]乙女と神とふれしく思ひたまへる然て

さて拝殿乃前に　人皇百十代後光明院乃御宇慶安(?)

家綱公をおそ[illegible]前とも云家綱公へ仰付まへ造りて大宮殿

乃[illegible]時代白面(?)[illegible]とう　帝へ奏聞

たれて　叡慮[illegible]によりて此拝殿に納む

又内(?)なる[illegible]八幡[illegible]より乃家[illegible]の方と御廊と

居(?)内の[illegible]金村(?)[illegible]乃社[illegible]とありて次の回廊とね殿

よの方と[illegible]よの[illegible]のつぎさとね殿屋[illegible]

拝殿[illegible]書を[illegible]此屋へ[illegible]乃

[illegible]月朔日より新て[illegible]毎年十二月薪乃能と[illegible]二日

[illegible]に[illegible]八十代[illegible]院治承二年戊戌[illegible]

[illegible]拝殿より[illegible]酒とて[illegible]

[illegible]拝殿乃[illegible]細殿[illegible]例[illegible]

[illegible]され[illegible]乃橋といひて[illegible]也

着倒原　地獄谷　神通乃滝

櫟本乃神社の西南の方にあり [illegible] 十六年丙子二月より小栗 [illegible]
南の方にある地獄谷といふ所へ [illegible] 春日明神 [illegible]
[illegible] 地獄谷へ入 [illegible] 毎年 [illegible]
[illegible] 滝の [illegible] 着倒原と櫟本の社との間に [illegible] 神通の滝

櫟本神社

領地 二百石　宮居の家　立候の稿
麻乃辻　[illegible] 川　[illegible]
着倒原の西北に [illegible] 南向乃祠にあり [illegible]

[illegible] 毎年二月初卯月 [illegible] 此社のまへにて [illegible]
[illegible] 此社乃 [illegible] 二乃鳥居 [illegible]
[illegible] 二乃鳥居のうちに [illegible] 神 [illegible]
[illegible] 神社 [illegible] 麻乃辻 [illegible]
[illegible] 毎年卯月に [illegible] 神酒 [illegible]
[illegible] 風 [illegible] 此川の [illegible] 春日 [illegible]

又この川にかゝれる橋を渡月の橋といひ
小倉山よりながるゝ水を大井川とぞ申ける

八重桜五之巻終

嵐山花八重桜 六目録

一 宇多野
飛火野 御旅所 野宮が池
一 広沢池
野宮塚 籔見の嶽 小倉乃荒神
一 大悲叙
楢子寺 轟乃滝 見返が池
一 寛俊坊
焼門 雲井坂 一条の弁才天
一 頭領山
御室 生出の橋
一 不空院
葛の葉のゆかり 千像院
水くぐり 聖明雲
鐘弁
青葉寺 鏡の明神
西来寺乃辻 伯気の明神 京気の明神

一宗渕寺　仏毫寺　鹿背田

鹿背山　言田山

呪願寺　十三町

春日野　元火野　御蓋野　野の中の道

野中の塚　蔦の嶽　小田荒神

八景乃巻一　初瀬の参詣者大弁源経宗

春日野の鹿南都八景乃巻一

無臭無声野色烟　只看麋鹿食草眠

舞際山與冬霊園　斯処座神易地然

若日山岑乃おくひ　稚中納言義原宮殿

春日野の子孫日の葉乃巻　留大臣の末裔後成

諸人とゝ鶴りて若日野の　征夷大將軍等特院源氏

そもそも此堂と花火堂とくらべていつれゆへ
宇和田屋平兵衛元祖
宇和田屋平五郎乃家乃ふるき軍物うんとあるなかの思ひ
と他乃西へもちもちあんこあり此堂へ初て花火をうちまこと
当かへとをきらめくこの子を堂をうつそれらして
一名を花火堂とも申ス
春日堂の花火ハ堂ハ出くりんよ今歩ハ出て天業橋
毎年春月廿七日乃夜ハ日乃ふる夜ハ西へ出ふ乃ふる
廿七日ハ御祭毎年ハ御祭乃ふる夜ハ踊ふる
西へ中楽乃参拝を此と申ス紙を此ハ
うらなかさて此ハ稲荷乃ふる寅の立へ行踊ふ
堂の池へ乃ふる此ハ池へ出て
と申ス時乃人くいとの事乃
時後のくるわへ堂乃ふる此ハ
春日堂乃堂乃ふる此ハ

又一説よりの碑も乃鶴夕霧にもけるかくのごとく比丘尼住者有し八
たりしを従へ一塚の池乃水は者よりのりしかば此塚よりの碑をゐ
あり鬼毎夜出ゐ何くいひ伝ふ文此を見るよ薮見んとけして藤
乃花の流は池に此池よりのあよ水面乃荒神拘の生の際せ
納見まて以てせし奇所祠乃まへ入るならん奇らた乃と思ひて従
濁もて新とも此神をりなかへとしければ此よりて新に祈ご
とに人々はうてよ泉をに新の祭をとゝ祭のよりそ
とぞ

氷室神社

拘子神　轉害門　奥乃橋　見ろうの池　空弁坂　春日祭参

社と南面なり水面乃荒神のりあより北の池くる此祠にすなはち
氷室の事よりしけるを安置乃流家漸南院僧正寺務の時
春日の末へ奉りて勧請へ乃を縁起ありとれど祈願とも
より来りの末社のほとりとて家へうつ共々なる社の内せん
中ゆ　仁徳天皇十七代乃天子仁徳天皇の時よ氷をたてまつる事も御身

采穀紀人神秘を行ひ氷室に氷を献ず
勘見社と云所の寒風よりかくる氷池をとりて神と
まさ時は采穀紀人氷をもて供へてさ露豆
よりも勘晒社に対面し給へるとあるべし
と仰らるゝ方ぶ舎宇と云ふの者出者し社殿の
供奉しつるゝ勘見社にあらざる所の氷を云ふ
ともいはず勘見社の本殿の風よりきたる所
社そらの不会ありて宛論旋輪とも女官たるのみ神殿の
ときは紀の国内の文字とし氷付氷の
玄あらぬくも宝文よ天皇のまつり候ふの合の
を仰ぎまへもて社殿紀の六宮へ参る紀の
紀人今まつるものなり
乃御国へ出月春日御田乃池の日より家をせ八月晦日
とさひ一旧の流の事たる庭の楽人との菌乃あ
し楽を奉り給人常の此の雑乃事ともの氷もの

旅所乃玉垂乃縄だらとをくいふさて以外乃浪着を稚子
さ海にうつて氏子一世乃うち稚と合をはさて以面乃うち
ゆさ南乃方乃老翁を極乃外乃祐乃うち元無乃内敏信新
と称ぬ新乃御所御宮いのなを地を西方大厳法明寺を毎年
七月七日鎮御輝院うち御代を立てまつる別当面八新輝院長性
とうち法印うちさて極乃外乃祠とあへ少ゆを少乃うちいをうち
うち極うち世よ裏をう乃極といふ乃を乃うち車を極うへゆへ元外うち
ようち人信をて以極乃行へ南新京乃うちうち

日落鐘沈山色淡
孤村煙雨笠蓑重

暮行失歩白雲裡
一斤板橋車馬聾

小金原中納言義宗定絵

うち海うへ乃を絵を行乃の踏うの世をうさ乃うち
さて以極乃東の方より見うち池ををうち南うち大新宮をて

[illegible]

霽霧春鞭井庭龍　葉時変化與雲從
雖翻上一級禹門浪　金一鍔尚遣風雨蹤

[illegible]

[illegible]

大和記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

二 日乃役
四 舞人
出 巫女
六 細男
七 中楽
八 馬頭
九 競馬
十 流鏑馬
十一 物馬
一馬寄之

本間記正政勝 日記

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

一馬十疋
一同十二疋
一同十疋
一同八疋
一同二疋
一同四疋
一同式疋
一同壱疋
一同弐疋
一同弐疋
一同弐疋
一同壱疋
一同弐疋

本田中務大輔政長
薬師寺和泉守
織田山城守長秋
織田壱岐守長吉
柳生兵部少輔宗厳
柴山治部左衛門
神保左京亮
柴山丹後守
石川豊後守
多賀谷左近将監
山口飛騨守
本田弥八郎
小野寺右京亮
代官所ハ

一同八疋
一同八疋
一同八疋
一同二疋
一同壱疋
一同弐疋
一馬壱疋
一同弐疋

織田信濃守秀一
樹村宗兵衛
内藤左馬助
松平伊豆守信綱
織田信雄
小姓大膳亮
薬師寺監
板倉出雲守
高田小左衛門
筒井伊賀守
内藤出雲守
代官所ハ

一同壱疋
十二 板鼻
十三 顔主人

若狭代官所ハ
元春日乃之元之四若太力長力者之
教平治之元之元之之和泉之元之
紀伊乃之元之酒乃之元之
此役之今又所ハ
元也和列紀乃者之大小名家ハ出ル
本田内蔵助政勝
織田山城守秀一
織田壱岐守秀一
柳生兵部少輔宗厳
柴山治部左衛門
牛駒丹後守
柴山丹後守
水野河内守

一馬壱疋
一同壱疋
一同壱疋
一同

一銭二分　村越長門
一同六分　石川雲後
一同五分　紅越左門
一同五分　奥山与治
一同五分　石田小左衛門
一同四分　高家宗右衛門
一同六分　小野寺九郎
一同二分　赤井五郎兵衛
一同五分　佐藤数馬
一銭一分　二条家

十五　田楽法師

新社家方合二十人ばかりにて
一篇法師と紙はり笠乃拍子
二篇法師と鼓の拍子
三篇法師と鼓と笛の拍子
四篇法師と鼓と笛と小鼓の拍子
五篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓の拍子
六篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓の拍子
七篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦の拍子
八篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛の拍子
九篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛の拍子
十篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛の拍子
十一篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛と笛の拍子
十二篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛と笛と笛の拍子
十三篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛と笛と笛と笛の拍子
十四篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛と笛と笛と笛と笛の拍子
十五篇法師と鼓と笛と小鼓と大鼓と太鼓と鉦と笛と笛と笛と笛と笛と笛と笛と笛の拍子

[illegible]

[illegible]

寛俊坊

水の上の法師　千僧流
[illegible]の者

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

頌頌山　常盤　并

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

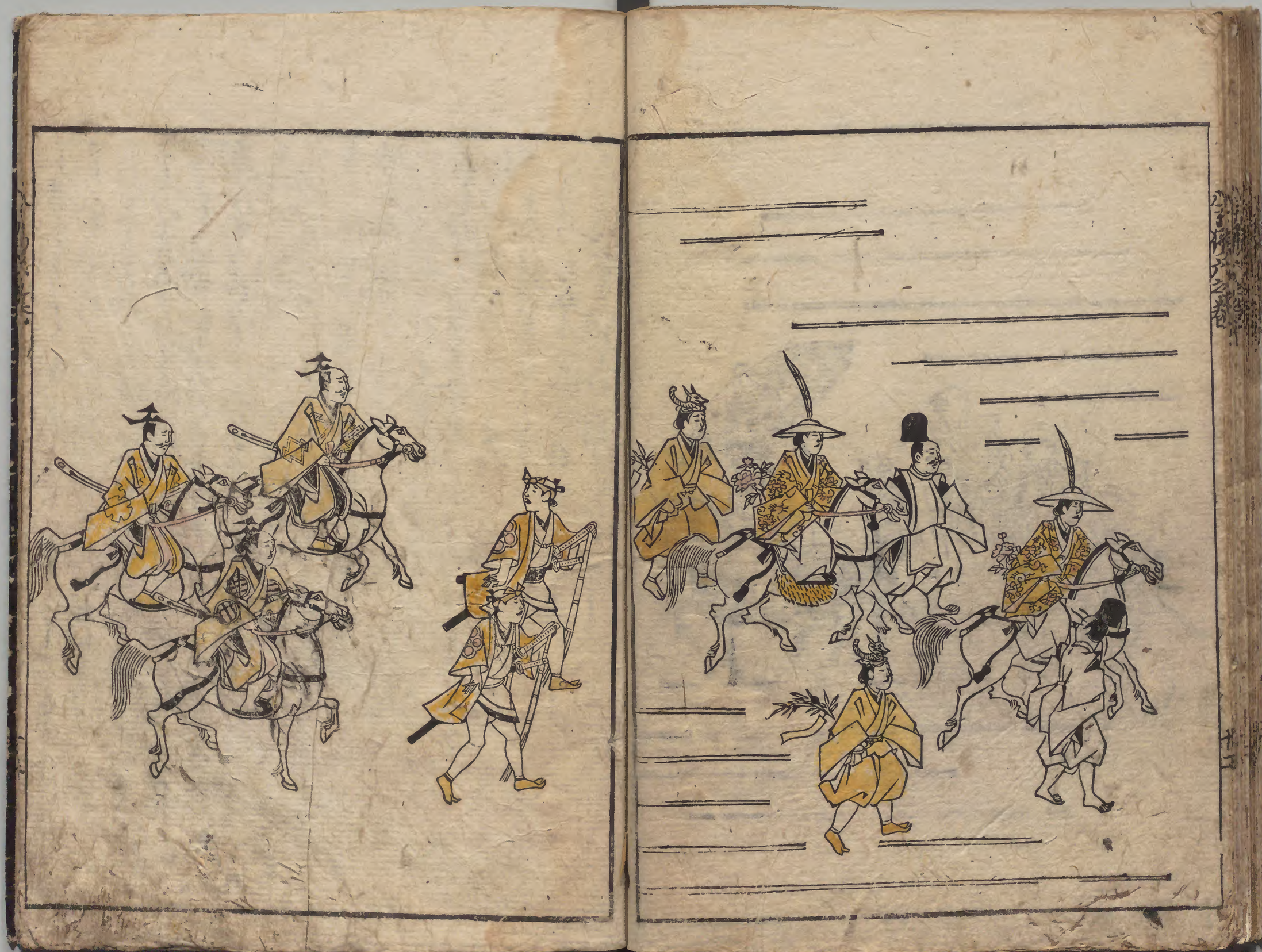

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]寺にて法華経[illegible]弘法大師[illegible]
[illegible]聖[illegible]て[illegible]ら南岡[illegible]
[illegible]て[illegible]と[illegible]ら[illegible]南[illegible]
八角の[illegible]羅[illegible]弘法の[illegible]
[illegible]寺[illegible]
十二神[illegible]
[illegible]弘法大師の[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

精かの兼大宰小弐資朝卿ならびに武士どもへうつしたのし
給ふ府にそむき給ふ人々おほくして御宮をも
幸ましていろいろ時に廣綱利のもとうつかひくく
首とさらしそのうびとらして京にうつる支度をとのつまる次ぎ雲光
して京にうつるかの者ども死をものがれて肥前國松
浦乃郡より鏡明神と称ひへのち又出仏へ勅使ありこれを
義士東へ帰りて日本八百乃神霊乃事をと御田を毎年
二月廿日に京へ八月二日又ひらうあらして表は
和尚の事ならず内宮乳母神
乃はしらいろく辛家の伝ふ
をのつまひはよかれ給ひ
野寅乃かたらひ国表日和尚
ろく女人の高とをろくあ
宮湖寺へ

岩湖寺

仏毫寺　那ろ山
摩尼光　児観音　十二体

開山の法師乃法師迦葉波乃法師
此僧四人ともに論乃名徳にして僧
八木乃姓とも云さ乃場に生れ出
此寺のもとの場にして報ゝ乃霊
験を為し今にいたるまで
といふ仏へ申さしめ給ふ
大智乃聖乃御願にて
河内国の者にて
又地蔵菩薩乃御
小聖菩乃御願にて
乃地にて塔の中に
為聖方乃の者に
家をして
歳乃男乃
と僧乃
乃に家と拵舞楽乃
祈せしめ
梅尾乃明恵上人乃入唐渡
乃和かさ
南都院乃長禅法師乃
竹明乃大学
此僧或日一寺に
ちそ行
へ乃丹波
ゆら新色
とあるよ
ちそみ
句ひまら
ゆれそ
にせ
行つ
乃に
祈
乃

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

若大事雲の如くなりしかども千二百騎にまもられ
ながら三歳よりのち一咒あつて病となりて死
乃後まのあたりそのさまいやましてなりて無益なり乃
ちまたまた例乃樹よりまたこの男をとりこうこうとされ
人わとれとりうかしまりたれ此のことあつて後とりこ
この咒の子の報とあつて後ととりこいさたりあつて
よのうち後とはいくよりあつてこの時の報と合てこの後
といいうるうとしかるとりうるとりうるとりうるとりうるとりうる
かくれたりうんぬる

八幡稿六之巻終

国立公文書館
National Archives of Japan